第百八条の三の次に次の見出し、八条、見出し及び八条を加える。

（吸収分割の手続）

第百八条の四　出資連合会は、吸収分割（出資連合会がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の出資連合会に承継させることをいう。以下この章において同じ。）をすることができる。この場合においては、吸収分割をする出資連合会（以下「吸収分割連合会」という。）とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該吸収分割連合会から承継する出資連合会（以下「吸収分割承継連合会」という。）とは、吸収分割契約を締結しなければならない。

２　吸収分割連合会及び吸収分割承継連合会は、吸収分割契約について、それぞれ総会の決議により、その承認を受けなければならない。

３　次に掲げる場合には、吸収分割承継連合会の理事は、前項の総会において、その旨を説明しなければならない。

一　吸収分割承継連合会が承継する吸収分割連合会の債務の額として農林水産省令で定める額（次号において「承継債務額」という。）が吸収分割承継連合会の資産の額として農林水産省令で定める額（同号において「承継資産額」という。）を超える場合

二　吸収分割承継連合会が吸収分割連合会に対して交付する金銭等（吸収分割承継連合会に対する出資を除く。）の帳簿価額が承継資産額から承継債務額を控除して得た額を超える場合

第百八条の五　吸収分割契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　吸収分割連合会及び吸収分割承継連合会の吸収分割後の名称、地区及び主たる事務所の所在地

二　吸収分割承継連合会が吸収分割連合会から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

三　吸収分割承継連合会が吸収分割連合会に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ　当該金銭等が吸収分割承継連合会に対する出資であるときは、当該出資の口数又はその口数の算定方法

ロ　当該金銭等が吸収分割承継連合会に対する出資以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

四　吸収分割承継連合会の準備金に関する事項

五　その他農林水産省令で定める事項

２　吸収分割は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

３　第七十八条第二項、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の認可について準用する。

第百八条の六　吸収分割連合会が吸収分割によつて吸収分割承継連合会に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割連合会の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一（これを下回る割合を吸収分割連合会の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合における吸収分割連合会の吸収分割についての第百八条の四第二項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会」とする。

２　吸収分割承継連合会が吸収分割に際して吸収分割連合会に対して交付する吸収分割承継連合会に対する出資の口数にその一口当たりの純資産額を乗じて得た額（出資以外の財産も交付する場合にあつては、その帳簿価額の合計額を加えた額）が吸収分割承継連合会の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一（これを下回る割合を吸収分割承継連合会の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合（第百八条の四第三項各号のいずれかに該当する場合を除く。）における吸収分割承継連合会の吸収分割についての同条第二項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会」とする。

３　前二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う吸収分割連合会又は吸収分割承継連合会は、その旨を吸収分割契約に定めなければならない。

４　吸収分割連合会又は吸収分割承継連合会が第一項又は第二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合においては、当該吸収分割連合会又は吸収分割承継連合会は、吸収分割についての理事会の決議の日から二週間以内に、当該吸収分割の相手方である吸収分割承継連合会又は吸収分割連合会の名称及び住所、吸収分割を行う時期並びに第一項又は第二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う旨を公告し、又は会員に通知しなければならない。

５　吸収分割連合会の総会員（准会員を除く。）の六分の一以上の会員（准会員を除く。）が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該吸収分割連合会に対し書面をもつて吸収分割に反対の意思の通知を行つたときは、第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行うことはできない。

６　吸収分割承継連合会の総会員（准会員を除く。）の六分の一以上の会員（准会員を除く。）が第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該吸収分割承継連合会に対し書面をもつて吸収分割に反対の意思の通知を行つたときは、第二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行うことはできない。

（準用規定）

第百八条の七　第六十六条、第六十七条第一項及び第二項、第八十四条の三（第一項第三号を除く。）、第八十四条の四、第八十六条並びに第八十七条の二並びに民法第三百九十八条の十の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、第六十六条第一項中「出資一口の金額の減少を」とあるのは「吸収分割（第百八条の四第一項に規定する吸収分割をいう。以下同じ。）を」と、「、出資一口の金額の減少」とあるのは「、吸収分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「吸収分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告（不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。）」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割契約」と、第八十四条の三第一項中「第八十四条第一項の合併契約」とあるのは「吸収分割契約」と、同項第一号中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割連合会（第百八条の四第一項に規定する吸収分割連合会をいう。以下同じ。）」と、「まで」とあるのは「後六月を経過する日まで」と、同号イ中「第八十四条第一項の総会の日」とあるのは「第百八条の四第二項の総会の日（第百八条の六第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合にあつては、理事会の決議の日）」と、同号ロ中「第八十四条第四項」とあるのは「第百八条の七」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「吸収分割承継連合会（第百八条の四第一項に規定する吸収分割承継連合会をいう。以下同じ。）」と、同号イ中「第八十四条第一項」とあるのは「第百八条の四第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第百八条の六第二項」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「所属員（第百一条第一項第一号に規定する所属員をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「所属員」と、第八十四条の四第一項中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「できる。ただし、第百八条の六第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合（同条第五項の通知があつた場合を除く。）は、この限りでない」と、同条第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「吸収分割承継連合会」と、「組合員」とあるのは「所属員」と、同項ただし書中「第八十四条の二第一項」とあるのは「第百八条の六第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第六項」と、第八十六条中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は」とあるのは「吸収分割承継連合会の理事は、吸収分割承継連合会の理事と共同して」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「吸収分割承継連合会が承継した吸収分割連合会」と、同条第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「吸収分割連合会又は吸収分割承継連合会の所属員及び債権者その他の利害関係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。